

【介護扶助について】

項目	Q & A
被 保 険 者	<p>Q30. 第3号被保険者とはどんな人ですか？</p> <p>A. 「第3号被保険者」とは佐世保市生活福祉課が便宜上、呼称している被保険者以外も者です。被保険者や被保険者以外の者については、以下のようになっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1号被保険者：市長村の区域内に住所を有する65歳以上の被保護者 ●第2号被保険者：40歳以上65歳未満で特定疾病該当者（16疾病）で医療保険加入者の被保護者（被保護者でも同居家族の扶養等で要件を満たしている場合があります） ●第3号被保険者：40歳以上65歳未満で特定疾病該当者（16疾病）で医療保険未加入者の被保護者（被保護者の多くが該当し、被保険者番号は頭文字がH番号となります）
介 護 券	<p>Q31. 介護券の受給者番号は毎月同じものですが、介護券は毎月必ず確認する必要がありますか？</p> <p>A. 誤った番号等を入力して、国保連から生活福祉課に届く情報でエラーが見つかることもありますので、必ず毎月確認していただく必要があります。</p> <p>※確認を行う際は下記の点を中心に確認し、誤りがあれば生活福祉課へ連絡をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公費受給者番号 ②サービス提供年月 ③サービス種類及びサービス事業所 ④本人支払額
保 存	<p>Q32. 介護券等の被保護者に係る書類の保存期間はありますか？</p> <p>A. 生活福祉課の過誤申立等の消滅時効が5年であることから、5年間は保管するようお願いいたします。</p>
個 室 利 用 ①	<p>Q33. 被保護者は介護保険の個室利用ができますか？</p> <p>A. 被保護者の個室利用にあたっては、介護保険施設入所と短期入所で取扱いが異なります。この場合、介護保険施設入所とは①介護老人福祉施設②介護老人保健施設③介護医療院④介護療養型医療施設⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）への入所をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>介護保険施設入所の場合は、一部例外を除き、個室利用は認めていません。</u> ●<u>短期入所の場合は、滞在費の負担限度額を被保護者が自己負担する場合には個室利用ができます。</u>しかし被保護者の生活実態から利用日数等によっては、負担が困難になる場合があるため、まずは多床室の利用を検討してください。 <p>※小規模の宿泊を利用する場合も同様です、どうしても個室利用しか方法がない場合は、生活福祉課へ相談してください。</p>

【介護扶助について】

項目	Q & A
<p>個室利用 ②</p>	<p>Q34. Q33の介護保険施設入所の個室利用について一部例外を教えてください？</p> <p>A. 例外的な利用とは、個室入所中の者が保護開始となった場合、転所指導を行うこととなりますが、転所までの間は入所を認め、居住費については、負担限度額の範囲内で生活福祉課払いの介護扶助として給付します。 他にも「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」を利用するなどして、被保護者の負担が免除される場合は利用可能です。「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」については、長寿社会課の窓口で確認をお願いします。</p>
<p>居住系施設 ①</p>	<p>Q35. 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホームやケアハウス）、住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等へ入居する場合の家賃相当の入居利用料の基準はありますか？</p> <p>A. 被保護者の入居利用料については、最低限度の生活を保障するという観点で、生活保護の住宅扶助の基準を上限としています。</p> <p>● 単身者の年齢別生活扶助額について（R4.4.1基準より） 18歳～64歳生活扶助71,460円＋家賃上限32,000円＝103,460円≧施設利用料 65歳～74歳生活扶助69,530円＋家賃上限32,000円＝101,530円≧施設利用料 75歳以上生活扶助 65,470円＋家賃上限32,000円＝97,470円≧施設利用料</p> <p>※被保護者によっては障害者加算等がついている場合もあります。入居を検討する場合は担当CWへ必ず連絡してください。 ※扶養義務者から被保護者の施設利用料の支払いは収入認定となります。入居検討時は75歳以上の年齢基準になっても施設利用料が支払えるのか必ず確認をお願いします。</p>
<p>居住系施設 ②</p>	<p>Q36. Q35の施設へ入居する場合、入居に係る利用料はどんな扶助がありますか？</p> <p>A. 住宅扶助により、入居に係る利用料として①家賃②管理費（家賃相当の利用料をいう）③入居に際し支払う必要がある保証金（敷金等に相当するものに限る）があります。</p>
<p>自己負担 ①</p>	<p>Q37. 被保護者本人に請求するものはどのようなものがありますか？</p> <p>A. 被保護者本人に直接請求するものは次のものです。 ①本人支払額（介護券に本人支払額の記載がある場合） ②ショートステイの食費のうち、負担限度額分（300円×日数） ③ショートステイの滞在費のうち、負担限度額分（Q34参照、個室利用をした場合） ④通所系サービスの食費 ⑤小規模多機能型居宅介護の宿泊費及び食費</p>

【介護扶助について】

項目	Q & A
自己負担 ②	<p>Q38. 介護扶助で対象となっているもののうち、国保連に請求しないで、生活福祉課に直接請求するものはどのようなものですか？</p> <p>A. 生活福祉課に直接請求するものは次のものです。該当する事業所には生活福祉課へ連絡してもらえば請求書を郵送します。</p> <p>①第3号被保険者のショートステイにおける特定入所者介護サービス費相当の食費・滞在費（負担限度額は本人負担）</p> <p>②第3号被保険者が社会福祉法人による利用負担軽減制度を利用し、個室に入所した場合の特定入所者介護サービス費相当の居住費</p> <p>③生活福祉課が例外的に個室利用を認めた場合の居住費（被保険者の場合は居住費の負担限度額分）</p>
限度額認定証	<p>Q39. 第1. 2号被保険者が「介護保険負担限度額認定証」（以下、限度額認定証）を持っていないようですが、どのようにしたらよいですか？</p> <p>A. 被保護者であることをもって自動的に減額認定がされることはありません。このため、被保護者本人（又は代理人）が長寿社会課に対して限度額認定証の申請を行う必要があります。その際、生活福祉課で「保護受給中であることを証明する印」を押しますので、代理人が申請する場合は委任状を持参し窓口へ来所してください。減額認定を受けた場合には、生活保護開始月の初日に遡り、「利用者負担第1段階」が適用されます。※第3号被保険者の場合、限度額認定証はありません。介護保険法の基準費用額以内の額で請求してください。</p>
境界層	<p>Q40. 境界層該当者になりました。生活保護受給者ではないのですか？</p> <p>A. 生活保護の要否判定では、本人の収入（年金のほか、預貯金、手持ち金等）と最低生活費を比較して保護の要否を判定することになりますが、最低生活費の計算上、介護サービスに要する費用が保護を廃止した後も保護と同レベルの自己負担（最小で高額介護サービス費月額15,000円、食費日額300円、第1段階の介護保険料）を継続すると生活の維持ができる場合（つまり被保護者になるかどうかの境界）は生活福祉課が保護を廃止すると同時に境界層該当証明書を本人に交付します。この証明書を長寿社会課に提出することにより、介護サービスの自己負担の減額を受けることができます。</p>

【介護扶助について】

項目	Q & A
過誤調整	<p>Q41. 過誤調整の手順について教えてください。</p> <p>A. 第1.2号被保険者の場合と第3号被保険者の場合とで過誤調整の手順が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1.2号被保険者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①請求誤りを発見する。 ②長寿社会課に対し過誤調整依頼書で過誤申し立てを行うよう依頼する。 ●第3号被保険者（H302・・・・・・）の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①請求誤りを発見する。 ②生活福祉課に対し過誤調整依頼書（長寿社会課の様式）で過誤申し立てを行うよう依頼する。 ③事業所より受理した過誤調整依頼書（長寿社会課の様式）に基づき、介護給付費過誤申立書、過誤申立書情報を生活福祉課で作成して国保連へ郵送します（毎月20日締め切り）。
生活福祉課への連絡	<p>Q42. 施設入所中の被保護者が亡くなりました。生活福祉課への連絡は状況が落ち着いてからでいいですか？</p> <p>A. 被保護者が亡くなった場合、生活保護費の支給を止めなければなりません。連絡する日によっては手続きが難しくなる場合もありますので、被保護者が亡くなった場合等は直ちに担当ケースワーカーへご連絡下さい。また、葬祭等について連絡調整をしなければならぬ場合もあるため必ず連絡をお願いします。</p> <p>※他にも被保護者の状態や状況に変化がある場合は、何でも気兼ねなく担当ケースワーカーに連絡をお願いします。</p>